

5. 参考資料

5-1 糸満市地域観光交通運行計画検討委員会及び幹事会

検討委員会及び幹事を下記のとおり開催した。

表 5-1 委員会及び幹事会開催一覧

会議名称	開催日時・場所	内容
第5回 糸満市地域観光交通運行計画検討 幹事会	平成27年5月8日 10:00～12:00 市役所3-C会議室	実証実験準備状況について 1. 実証実験スケジュールの見直し 2. 糸満市～那覇空港直行バス路線 実証実験準備・実証実験検討 3. 糸満市地域観光交通実証実験検討
第6回 糸満市地域観光交通運行計画検討 幹事会	平成27年10月2日 10:00～12:00 市役所3-C会議室	実証実験中間報告について 1. 運行管理 2. 観光プログラム企画の実施管理 3. プロモーション活動 4. サービス向上に向けた取り組み 5. 今後の取り組み
第3回 糸満市地域観光交通運行計画検討 委員会	平成27年11月26日 10:00～12:00 市役所土地開発公社会議室	実証実験中間報告について 1. 平成27年度実証実験の中間報告 次年度実証実験について 2. 兼城地区の概況整理
第7回 糸満市地域観光交通運行計画検討 幹事会	平成27年12月18日 10:00～12:00 市役所3-b会議室	実証実験中間報告について 1. 平成27年度実証実験の中間報告 次年度実証実験について 2. 兼城地区の概況整理 3. ニーズ調査 4. 運行計画の見直し
第8回 糸満市地域観光交通運行計画検討 幹事会	平成28年1月15日 10:00～12:00 市役所3-C会議室	実証実験結果報告について 1. 運行管理 2. 観光プログラム企画の実施管理 3. プロモーション活動 次年度実証実験について 4. 次年度実証実験実施に向けた見直し（素案）

平成 26 年 8 月 20 日 制定

(趣旨)

第 1 条 「新しい公共交通検討事業調査報告書(那覇空港直行バス路線実証実験計画策定)」で示された糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験事業に併せて、本市中南部地域（県道 77 号・糸満与那原線以南の地域）に点在する観光資源を活用した周遊型観光の実現、来訪者の滞在時間を増加及び地域活性化を図り、地域観光交通運行計画策定に向け、総合的な見地から必要な検討及び助言等を行うために、糸満市地域観光交通運行計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 周遊型観光交通の運行計画策定に関すること
- (2) 糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験事業との連携に関すること
- (3) その他、地域観光交通運行計画策定に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、17 人以下で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 交通及び観光等の専門家
- (5) 行政職職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 国、県及び市職員は課員をもって代理出席させることができる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、糸満市企画開発部政策推進課が処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成26年8月20日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

【委員会名簿】

	現委員	所属・役職
委員長	島田 勝也	沖縄大学 地域研究所 特別研究員
	金城 哲	ときわ交通合資会社 運行管理者
	仲里 隆	有限会社美ら島 代表取締役
	源河 浩次	結株式会社 代表取締役社長
	山城 茂	地域代表者（米須自治会会長）
	屋嘉比康人	糸満市自治連絡員会 会長（真栄里自治会会長）
	宮里 邦男	地域代表者（武富ハイツ自治会長）
	玉城 貴志	社会医療法人 友愛会 南部病院 事務部 総務課長
	野原 哲	糸満市 市民健康部長
	上原 司	糸満市 経済観光部長
	神谷 良昌	糸満市教育委員会 総務部長
副委員長	阿波根庸伸	糸満市 企画開発部長

平成 26 年 8 月 22 日 制定

(趣旨)

第 1 条 糸満市中南部地域（県道 77 号・糸満与那原線以南）に点在する観光資源を活用した周遊型観光交通の実現、来訪者の滞在時間を増加及び地域活性化を図り、地域観光交通運行計画（以下「計画」という。）策定にあたり、事業実施の受託機関である「一般社団法人沖縄しまたて協会」に、糸満市地域観光交通運行計画検討幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

2 幹事会は、糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験事業利用者の利便性や社会の実態に即した新しい地域観光交通のあり方、事業手法や収支計画などの事項に関し、計画策定について総合的な見地から協議することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 幹事会の所掌事務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 周遊型観光交通の運行計画策定に関すること
- (2) 糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験事業との連携に関すること
- (3) その他、地域観光交通運行計画策定に関すること

(組織)

第 3 条 幹事会は、8 人以下で組織する。

- 2 幹事会に幹事長及び副幹事長 1 人を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は、幹事会において互選する。
- 4 幹事長は、会務を総理し、幹事会の議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 幹事会は必要に応じて「一般社団法人沖縄しまたて協会」が招集する。

- 2 国、県及び市職員は課員をもって代理出席させることができる。
- 3 幹事長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 5 条 幹事会の庶務は、「一般社団法人沖縄しまたて協会」が処理する。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 8 月 22 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

【幹事会名簿】

	現幹事	所属・役職
幹事長	島田 勝也	沖縄大学 地域研究所 特別研究員
	吉野 達治	サザンビーチホテル&リゾート 営業部 営業支配人
	玉城 勲	道の駅いとまん管理組合（糸満市観光協会）
	仲吉 正弘	糸満市 市民健康部 市民生活環境課 参事兼課長
	新垣 行則	糸満市 経済観光部 商工観光課 課長
	湖城 清	糸満市教育委員会 総務部 生涯学習課 参事兼課長
副幹事長	神谷 和男	糸満市 企画開発部 政策推進課 参事兼課長

5-2 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会

合同委員会を下記のとおり開催した。

表 5-2 合同委員会開催一覧

会議名称	開催日時・場所	内容
第3回 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会	平成26年4月24日 10：00～12：00 市役所3-C会議室	実証実験準備状況について 1. 実証実験スケジュールの見直し 2. 糸満市～那覇空港直行バス路線 実証実験準備・実証実験検討 3. 糸満市地域観光交通実証実験検討
第4回 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会	平成27年10月2日 10：00～12：00 市役所3-C会議室	実証実験中間報告について 1. 運行管理 2. 観光プログラム企画の実施管理 3. プロモーション活動 4. サービス向上に向けた取り組み 5. 今後の取り組み
第5回 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会	平成28年1月15日 10：00～12：00 市役所3-C会議室	実証実験結果報告について 1. 運行管理 2. 観光プログラム企画の実施管理 3. プロモーション活動 次年度実証実験について 4. 次年度実証実験実施に向けた見直し（素案）
第6回 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会	平成28年2月12日 14：00～16：00 市役所3-C会議室	次年度実証実験について 1. 運行管理 2. その他関連事項

平成 26 年 12 月 19 日

(設置)

第 1 条 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会(以下「委員会」という。)は、糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験検討委員会及び糸満市地域観光交通運行計画検討委員会の連携を図るとともに、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市内滞在者の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 本市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 委員会の運営方法その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験検討委員会委員
- (3) 糸満市地域観光交通運行計画検討委員会委員
- (4) その他の市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、合同委員会において互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第 6 条 委員会は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席委員(代理出席の者を含む。)の 3 分の 2 以上の同意により決する。

4 委員会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 委員は所属する行政機関、関係団体等の者をもって代理出席させることができる。

6 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(傍聴)

第7条 傍聴席で委員会を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

3 傍聴人は、議場に入ることができない。

4 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙しないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

5 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 委員会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報償費)

第9条 委員が会議に出席した場合は報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費は、出席に応じてその都度支給する。

3 委員のうち、国及び地方公共団体に属する常勤の職員である者又はこれに準ずる者に対しては、報償費を支給しない。

4 委員の報償費の支給額は、本市が定める講師等謝礼金支払基準表の規定に準ずる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、糸満市企画開発部政策推進課において処理する。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年12月19日から施行する。

様式（第7条関係）

糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会 傍聴人受付簿

番号	氏 名	住 所

糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会 【委員名簿】

	現委員	所属・役職
委員長	大城 郁寛	琉球大学法文学部 教授
	島田 勝也	沖縄大学 地域研究所 特別研究員
	大城 幸和	株式会社 琉球バス交通 業務部次長
	金城 哲	ときわ交通合資会社 運行管理者
	慶田 佳春	一般社団法人 沖縄県バス協会 専務理事
	仲里 隆	有限会社美ら島 代表取締役
	源河 浩次	結株式会社 代表取締役社長
	根保 裕次	沖交労・琉球バス組合 書記長
	伊敷 幸栄	地域代表者（前糸満市自治連絡員会会長）
	大城 栄子	地域代表者（糸満市女性団体連絡協議会 更生保護女性会）
	山城 茂	地域代表者（米須自治会会長）
	屋嘉比康人	糸満市自治連絡員会 会長（真栄里自治会会長）
	宮里 邦男	地域代表者（武富ハイツ自治会会長）
	成田佳奈子	内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 企画室長
	古堅 宗安	内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課長
	當山 全浩	内閣府 沖縄総合事務局 南部国道事務所 副所長
	中地 誠	沖縄県 糸満警察署 交通課長
	真栄里嘉孝	沖縄県 企画部 交通政策課長
	目島 憲弘	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 国内事業部長
	松茂良英次	株式会社 南都 常務取締役
	玉城 貴志	社会医療法人 友愛会 南部病院 事務部 総務課長
	金城 寛	糸満市 建設部長
	野原 哲	糸満市 市民健康部長
	上原 司	糸満市 経済観光部長
	神谷 良昌	糸満市教育委員会 総務部長
副委員長	阿波根庸伸	糸満市 企画開発部長

5-3 運行申請（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更許可申請書）



琉交業発 第450号

平成27年5月 / 日

内閣府沖縄総合事務局

局長 河合正保 殿

豊見城市豊崎3番地20

株式会社 琉球バス交通

代表取締役 合田 憲夫



一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更(運行の態様の追加)認可申請書

今般、次のとおり一般乗合旅客自動車運送事業の運行の態様(区域運行)の追加をしたい
ので、道路運送法第15条第1項の規定により、ここに関係書類を添えて申請をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所

豊見城市豊崎3番地20

株式会社 琉球バス交通

代表取締役 合田 憲夫

2. 事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業

3. 変更しようとする事項

運行の態様(区域運行)の追加

4. 事業計画（運行の態様(区域運行)の追加に限る）

(1)主たる事務所及び営業所の名称並びに位置

種 別	名 称	位 置
主たる事務所	株式会社琉球バス交通	豊見城市豊崎3番地20
営 業 所	豊崎営業所	豊見城市豊崎3番地20

(2)事業用自動車の総数、種別、乗車定員、常用・予備の別、所属営業所

イ. 車両数

常 用 3台

予 備 1台

(3)系統別配置車両の最大寸法及び最大総重量

別 表

(4)車庫の位置及び収容能力

(現有の一般乗合事業用車庫を使用するので新設しない)

(5)運 行

イ. 運行系統、料程、運行所要時間、始発終発時刻、運行回数、事業用自動車の

種別ごとの数、所属営業所

系統 番号	運行系統名	料程	所 要 時 間	始発終発時刻		運行回数		自動車		所 属 営業所
						平日	休日	種別	車両数	
	糸満市 デマンド交通	区域運 行のため無し	60分	豊崎発	7:00	13	13	普通	常備 3 予備 1	豊 崎 営 業 所
					20:00					
				道の駅 発	7:00	11	11			
					20:00					
				観光農 園発	7:00	9	9			
					20:00					

ロ. 停留所の名称及び位置並びに停留所間の料程

No.	停留所の名称	備考
1	糸満市役所	新設
2	潮崎二丁目	既設
3	糸満市場入口	既設
4	糸満小学校前	既設
5	名城	既設
6	名城(南)	新設
7	小波蔵公民館前	新設
8	小波蔵(西)	新設
9	喜屋武小学校前	既設
10	喜屋武(西)	新設
11	喜屋武公民館	新設
12	喜屋武(南)	新設
13	具志川城跡	新設
14	喜屋武岬	新設
15	伊敷	新設
16	糸洲農事集会所前	新設
17	南波平	新設
18	琉球ガラス村	新設
19	福地公民館前	新設
20	東辺名	新設
21	山城入口	既設
22	ひめゆりクリニック前	新設
23	山城集落センター前	新設
24	平和創造の森公園入口	新設
25	上里区コミュニティセンター前	新設
26	真壁	既設
27	保育所前	既設
28	真壁(西)	新設
29	ひめゆりの塔前	既設
30	沖縄菩提樹苑前	新設
31	米須団地前	新設
32	米須コミュニティセンター前	新設
33	米須入口	既設
34	米須ファミリーマート前	新設
35	新垣(西)	新設
36	新垣(東)	新設
37	パームヒルズゴルフリゾートクラブ	新設
38	勝連病院	新設
39	真栄平公民館前	新設
40	真栄平(東)	新設

No.	停留所の名称	備考
41	宇江城	既設
42	晴明病院	新設
43	大度公民館前	新設
44	さつきの城自治会館	新設
45	摩文仁ファミリーランド前	既設
46	大度	新設
47	大度浜海岸	新設
48	摩文仁児童体育施設	新設
49	平和祈念公園	新設
50	糸満観光農園前	新設
51	道の駅いとまん前	新設
52	水産高校前	既設
53	サンサンキッチン前	新設
54	まさひろギャラリー前	新設
55	ホテルスポーツロッジ糸満	新設
56	美々ビーチ	新設
57	サザンビーチホテル前	新設
58	真栄里入口	既設
59	南部病院	新設
60	南部病院前	既設
61	海人道	新設
62	糸満市立中央図書館	新設
63	クール	既設
64	真栄里	新設
65	田原入口	既設
66	真謝原団地前	新設
67	国吉(西)	新設
68	国吉構造改善センター	新設
69	新垣団地	新設
70	高嶺団地前	新設
71	農村環境改善センター前	新設
72	南山城跡前	新設
73	大里公民館	新設
74	高嶺郵便局前	新設
75	与座川	新設
76	与座コミュニティセンター前	新設
77	大里	既設
78	与座	既設
79	豊原(東)	新設
80	豊原	既設

※区域運行のため、停留所間の料程は無し

ハ. 運行経路図

区域運行のため無し

二. 運行時刻

別紙 1 のとおり

ホ. キロ程表

区域運行のため無し

ヘ. 車両配置表

別紙 2 のとおり

1. 運行系統名

糸満市デマンド交通

2. 時間帯ごとの運行回数並びに始発及び終発時刻

【新】

時間・曜日等		指定時間帯／運行回数				始発時刻	終発時刻
		5時台～ 8時台	9時台～ 16時台	17時台～ 20時台	21時台～ 4時台		
平日の時間帯	豊崎発	2	7	4		7:00	20:00
	道の駅発	2	6	3		7:00	20:00
	観光農園発	2	4	3		7:00	20:00
土曜日の時間帯	豊崎発	2	7	4		7:00	20:00
	道の駅発	2	6	3		7:00	20:00
	観光農園発	2	4	3		7:00	20:00
日曜日の時間帯	豊崎発	2	7	4		7:00	20:00
	道の駅発	2	6	3		7:00	20:00
	観光農園発	2	4	3		7:00	20:00

別紙1

[illegible][illegible][illegible]

別紙1

[illegible][illegible][illegible]

車両配置表

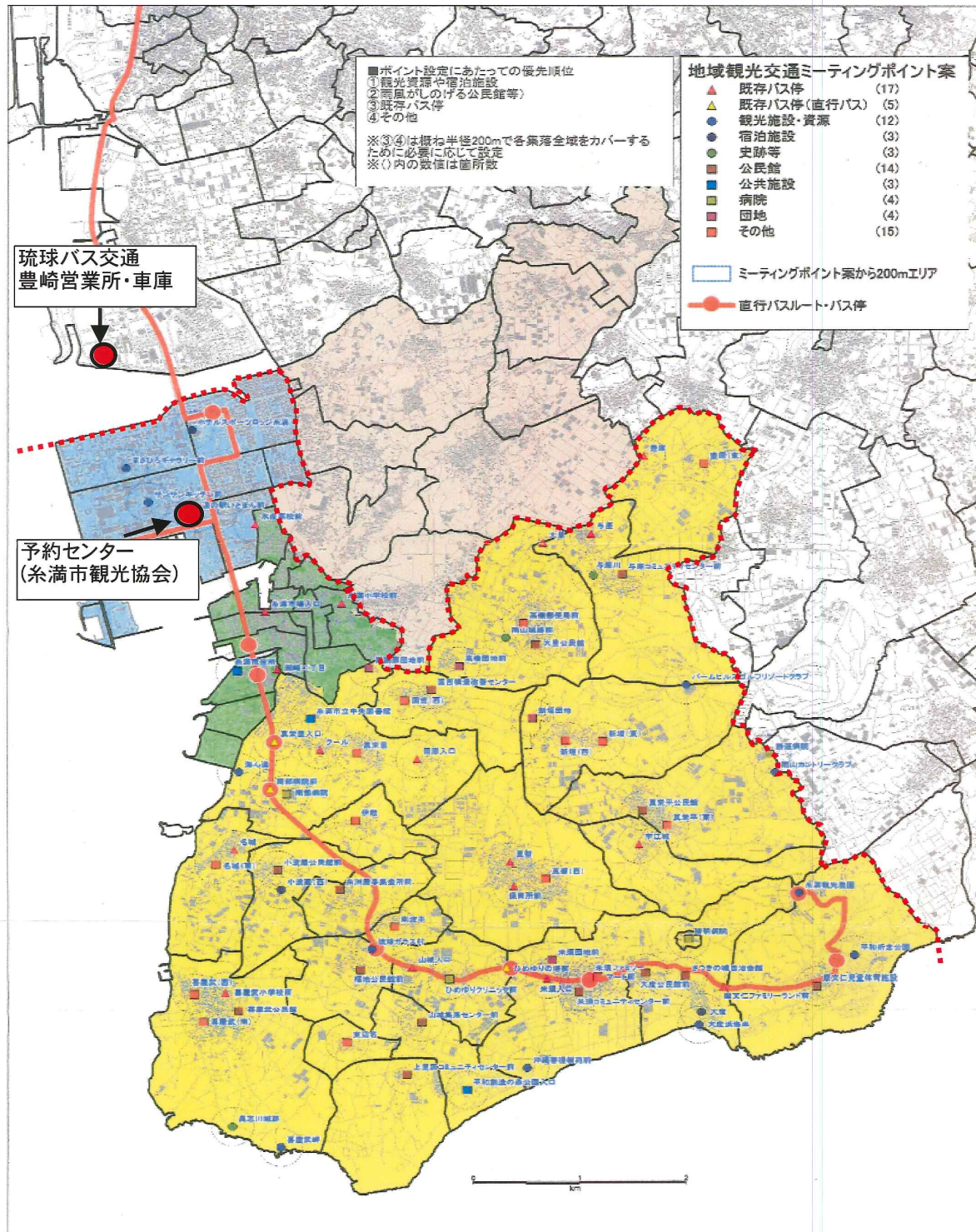
別紙2

糸満市デマンド交通

営業所名【豊崎営業所】

No.	登録番号	車							面			定員	常・予	備考
		種別	車名	型式	車台番号	年式	長さ(cm)	巾(cm)	高さ(cm)	車両総重量(kg)	計			
1	申請中	普通	日産	CBA-KS4E26	KS4E26-000929	H27	508	169	228	2,560	10	常備		
2	申請中	普通	日産	CBA-KS4E26	KS4E26-000932	H27	508	169	228	2,580	10	常備		
3	申請中	普通	日産	CBA-KS4E26	KS4E26-000933	H27	508	169	228	2,580	10	常備		
4	申請中	普通	日産	CBF-CS4E26改	CS4E26-005736	H27	508	169	228	2,790	10	予備		

糸満市デマンド交通 営業区域



道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

平成27年1月30日付け糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会において、下記事項に関し、
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

糸満市三和地区、高嶺地区、糸満地区、西崎地区

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

区域運行

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

区 分	内 容
運賃	・ 対キロ区間制 初乗（乗車箇所から半径3kmまで）：300円 加算（以降3km毎）：100円加算 ※ただし、距離の算出方法は乗降所間の直線距離によるものとし最大500円までとする ・ 小人（小学生～中学生）は半額
特別の適用方法	・ 幼児（1歳以上小学生未満）は保護者1人につき2人まで無料 ※3人目からは1人につき小人運賃を適用 ・ 乳児（1歳未満）は無料 ・ 高齢者運転免許自主返納者は半額（65歳以上に限る） ・ 障がい者及び付添人1人までは半額 ・ 一日乗車券は1,000円、小人500円（その他高齢者、障がい者等も上記に準じて半額）

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

運 行 期 間：概ね平成27年5月1日～平成28年1月31日（9カ月間）

運 行 時 間：午前7時から午後9時まで

運 行 主 体：運行は道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ている株式会社琉球バス交通で行う。

そ の 他：別紙のとおり

平成27年4月28日

糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会

委員長 大城 郁寛



糸満市地域観光交通実証実験業務報告書

糸満市「新しい公共交通検討事業」地域観光交通実証実験業務委託

発 行：平成 28 年 3 月

発行者：沖縄県糸満市

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地

電話 (098) 840-8122 FAX (098) 840-8157

編 集：企画開発部政策推進課